

熱中症 予防管理者教育

熱中症対策は大丈夫ですか？

夏の気温が年々高くなり、最高気温が40度前後になることも珍しくなくなりました。人間の体温以上ともなる酷暑時期には「熱中症」は不可避の労働災害につながりかねません。この異常な酷暑を受け、2025年6月1日に労働安全衛生規則改正が施行され、「事業者に対して罰則※1付きの熱中症対策が義務」付けられました。今や熱中症は、「自分は大丈夫！」「熱中症なんかにならないよ！」といった、他人事ではありません。

事業所・現場等に「熱中症予防管理者教育を受講した者等、専門知識をもった者」を配置し、労働災害を未然に防ぎ、安心・安全の労働環境をつくる必要があります。

ぜひ、この機会に事務所・現場等の熱中症対策をすすめる為に受講しましょう！！

※1：熱中症対策の義務に違反した事業者には、6ヶ月以下の懲役、50万円以下の罰金が科される可能性があります。

受講をオススメする方

- ・事業主や役職者
- ・現場で職長など責任ある立場の方
- ・熱中症予防管理者になる予定の方

改正内容
QRコード ⇒



熱中症予防管理者 主な役割

- ①環境管理
WBGT値の測定、気象情報のチェック、空調・休憩所の整備
- ②教育・指導
スタッフへの熱中症予防教育、水分補給・休憩の促進
- ③記録管理
暑さ指数、作業時間、体調チェックなどの記録
- ④緊急対応
症状発生時の応急処置、救急対応、再発防止策の検討
- ⑤情報共有
熱中症注意報・警戒情報などの共有と注意喚起

【日程】①11月11日(火) ②12月15日(月)

【時間】13時～

【会場】東京土建技術研修センター

【住所】豊島区池袋1-8-6

【受講料】7,000円

※組合未加入者は別途テキスト代

【締切】①11月29日(水) ②12月1日(月)
技術研修センター必着

【申込】ご所属の東京土建の支部事務所
窓口で、お申込み下さい

【準備】①顔写真1枚(45mm×35mm)
②認印、③受講料など

【主催】東京土建一般労働組合 技術対策部
職業訓練法人東京土建技術研修センター（登録教習機関）